

訪問看護・介護予防訪問看護・（医療保険）訪問看護 重要事項説明書

この訪問看護・介護予防訪問看護・（医療保険）訪問看護（以下「訪問看護等」といいます。）重要事項説明書は、事業所の運営規程の概要や勤務体制、その他重要事項を記したものです。ご利用者またはご家族に対してこの書面を交付し、ご説明することは事業者の義務として法令上規定されています。

20 年 月 日

訪問看護等の提供開始にあたり、本書面に基づいて重要事項（利用料金含む）の説明を行いました。

事業者	法人名 代表者名 住 所	SOMPOケア株式会社 代表取締役 鷲見 隆充 本社/〒140-0002 東京都品川区東品川四丁目12番8号
説明者	事業所名 担当者名	

私は、本書面に基づいて事業所から訪問看護等についての重要事項（利用料金含む）の説明および当該重要事項説明書（重要事項説明書別紙利用料金表含む）の交付を受け、その内容について同意しました。

ご利用者	氏名
代理人 または 署名代行人	氏名 ご利用者 との関係

ご利用者は、下記の内容に同意する場合には、「同意します」に丸印を、同意しない場合には、「同意しません」に丸印をご記入ください。

訪問看護	(1) ご利用者は、緊急時訪問看護加算に （ 同意します ・ 同意しません ）
	(2) ご利用者は、リハビリテーションを中心とする看護業務の場合、理学療法士、作業療法士、もしくは言語聴覚士が看護職員の代わりに訪問する事に（ 同意します ・ 同意しません ）
訪問看護予防	(1) ご利用者は、緊急時介護予防訪問看護加算に （ 同意します ・ 同意しません ）
	(2) ご利用者は、リハビリテーションを中心とする看護業務の場合、理学療法士、作業療法士、もしくは言語聴覚士が看護職員の代わりに訪問する事に（ 同意します ・ 同意しません ）
訪問医療看護保険	(1)ご利用者は、24時間対応体制加算に （ 同意します ・ 同意しません ）。
	(2)ご利用者は、情報提供療養費の加算に （ 同意します ・ 同意しません ）。
	(3)ご利用者は、在宅患者連携指導加算に （ 同意します ・ 同意しません ）。
	(4)ご利用者は、複数名訪問看護加算に （ 同意します ・ 同意しません ）。

1. 【事業の目的】

SOMPOケア株式会社（以下「事業者」といいます。）が開設する訪問看護事業所（以下「事業所」といいます。）は、介護保険法および健康保険法による訪問看護を行う訪問看護事業の適切な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師およびその他の従業者（以下「看護師等」といいます。）が、要介護状態等にあるご利用者に対し、適正な訪問看護等を提供することを事業の目的とします。

2. 【運営の方針】

- 事業所は、ご利用者の心身の特徴を踏まえて、その有する能力に応じ、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助、その他の療養生活の援助を行い、生活の質の向上を目指した在宅生活が維持できるよう支援します。
- 事業所は、自立支援の理念に基づき、ご利用者が自立して生活していくために、本人の能力に応じて、本人にできることは可能な限りしていただくことで、心身機能の維持向上を図るという介護本来の理念を実践します。
- 事業所は、主治医、市区町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、介護保険施設等との連携に努めます。

3. 【SOMPOケア株式会社の概要】

法人名	SOMPOケア株式会社	代表者	代表取締役 鷲見 隆充
法人所在地	東京都品川区東品川四丁目12番8号	電話番号	03-6455-8560(本社代表)
事業内容	有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅・グループホームの運営、居宅サービス事業等		

4. 【サービスを提供する事業所の概要】 ※記載内容は、説明日時点の概要となります

事業所名		指定事業所番号	
所在地		通常の事業の実施地域	
電話番号		損害賠償責任 保険加入先	損害保険ジャパン株式会社
F A X 番号			

サービス提供	
提供日	3 6 5 日
提供時間	2 4 時間
サービス受付	
営業日	月曜日～金曜日 (土日祝日、12月29日～1月3日を除く)
営業時間	午前9時～午後6時
緊急を要する場合などは、上記の営業日、営業時間に限らず、ご相談を承ります。	

第三者評価について	
実施の有無	無し
直近の実施年月日	-
評価実施機関	-
開示状況	無し

※ 第三者評価とは、事業所の提供するサービスの質を当事者（事業者および利用者）以外の公正中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するものです。都道府県毎に対象サービスが異なるため、事業所所在地域では非該当となる場合においても「無」と記載します。

職 種	人数	職務内容
管理者	1 人	(1) 事業所の看護師等の管理、訪問看護等の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 (2) 事業所の看護師等に対し、法令などにおいて規定されている訪問看護等の実施に関する規定を遵守させるため必要な指揮命令および相談、指導を行います。 (3) 訪問看護指示書に基づいた訪問看護等が行われるよう、主治医と密接かつ適切な連携を図ります。 (4) 看護師等に対し、具体的な援助目標および援助内容を指示するとともに、ご利用者の状況について情報を伝達します。 (5) 事業所の看護師等に対し、各サービスの担当者やご利用者およびご家族と、サービス内容について意見を交換する機会であるサービス担当者会議への出席を指示し、または自ら出席し、居宅介護支援事業所等との連携を行います。
看護師 准看護師 保健師	人	(1) ご利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 (2) サービス担当者会議へ出席し、居宅介護支援事業所などとの連携を行います。 (3) 訪問看護計画および主治医に対する訪問看護報告書を作成します。（准看護師を除きます） (4) 訪問看護等の提供にあたります。
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	人	心身機能の維持や向上を目的とした、リハビリテーションを行います。

5. 【訪問看護の内容】

種類	訪問看護の内容
看護師・准看護師が行う主な業務	(1) 病状・障害の観察 (2) 医療的処理の実施および指導（吸引、酸素吸入、カテーテル管理、褥そうの処置、内服管理） (3) 看護・介護技術の実施と相談、指導（洗髪、清拭、入浴、排泄、体位交換等） (4) 栄養、食事に関する相談、指導等 (5) リハビリテーションの実施と相談、指導 (6) 認知症ケア (7) ターミナルケア (8) 生活環境の調整と指導 (9) 主治医への連絡調整および報告 (10) 行政機関や在宅サービス、施設サービス利用に関する情報提供や調整 (11) その他、医師の指示による処置と看護・介護に関する相談
理学療法士等が行う主な業務	(1) 病状・障害の観察 (2) 看護・介護技術の実施と相談、指導（洗髪、清拭、入浴、排泄、体位交換等） (3) 栄養、食事に関する相談、指導等 (4) リハビリテーションの実施と相談、指導 (5) 認知症ケア (6) 生活環境の調整と指導 (7) 主治医への連絡調整および報告 (8) 行政機関や在宅サービス、施設サービス利用に関する情報提供や調整 (9) その他、医師の指示による処置と看護・介護に関する相談

6. 【訪問看護等の手順】

重要事項の説明・同意・交付および契約の締結

事業所の管理者等が相談の受付を行います。ご利用者やご家族に、サービスの内容、利用料、提供方法、事業所の概要などについて、わかりやすく丁寧にご説明し、同意いただいた上で契約を締結します。

訪問看護計画の説明・同意・交付

心身の状況などの把握と課題の分析を行い、他のサービス担当者との意見交換等を通し、介護支援専門員が作成する居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合は、これに添って訪問看護計画を作成します。また、理学療法士等が訪問看護等を提供するご利用者については、看護職員と理学療法士等が情報共有しながら訪問看護計画書を作成します。

訪問看護等の開始

ご利用者に同意していただいた、訪問看護計画に添って、訪問看護等の提供が開始されます。主治医との密接な連携を図るため、訪問看護報告書を作成し、主治医に提供します。訪問看護報告書の作成にあたっては、看護職員が定期的に訪問しご利用者の状態評価を行い、理学療法士等と情報共有しながら作成します。

経過の観察・評価

ご利用者の心身の状況に変化はないか、訪問看護等の効果はどうかなどの評価を継続して行います。
※心身の状況の変化などにより、サービスの内容に変更の必要性がある場合には、再度適切な訪問看護等が提供できるよう援助いたします。

7. 【ご利用料金およびお支払い方法等】

訪問看護等の利用に係るご利用料金ならびにお支払い方法等につきましては、重要事項説明書別紙利用料金表のとおりとします。

8. 【守秘義務・個人情報の保護】

- 事業所は、訪問看護等を実施する上で知り得た、ご利用者またはご家族などに関する事項については、ご利用者または第三者の生命、身体などに危険がある場合など、正当な理由がある場合を除いて第三者に提供しません。
- 事業所は、その業務に携わる看護師等に対して、その業務に従事する際には、正当な理由がなく業務上知り得たご利用者またはご家族などの情報を第三者に提供してはならない旨の書面を取り交わすなど、必要な措置を講じます。
- 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得たご利用者またはご家族などの秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨の書面を取り交わすなど、必要な措置を講じます。
- 事業所は、サービス担当者会議や介護支援専門員および他の居宅サービス事業所などとの連絡調整において、個人情報に関係者へ提供することが必要である場合は、あらかじめご利用者およびご家族等に対して、情報提供の目的と、情報を提供する関係者に関する事項を説明し、書面にて同意を得ます。

9. 【損害賠償責任】

事業所は、ご利用者に対する訪問看護等の提供により、万一事故が発生し、ご利用者に損害が発生した場合には、すみやかに市区町村、ご利用者のご家族などに連絡をとり、必要な措置を講じるとともに当事業所の責に帰すべき事由による場合は損害を賠償します。

10. 【教育・研修体制】

- 事業所は、看護師等に対し、その知識および技能の向上を目的として、定期的な教育と研修の機会および内容を以下のように設けています。
- 入社時研修 採用後1ヶ月以内
 - 継続研修 年10回以上

【研修内容】

- 看護師等としての専門的な業務について
- 高齢者虐待防止法などの他法制度について
- その他、訪問看護等の実施のために必要な事項について

11. 【虐待防止の為の措置】

- 事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。
 - 虐待を防止するための看護師等に対する研修の定期的な実施
 - ご利用者およびそのご家族からの苦情処理体制の整備
 - 成年後見制度の利用支援
 - 虐待防止に関する責任者として管理者を選定
 - 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、看護師等に周知徹底を図る
 - 虐待の防止のための指針の整備
 - その他虐待防止のために必要な措置
- 事業者は、ご利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待を受けている恐れがある場合にはただちに防止策を講じ市区町村へ報告するものとします。

12. 【ご協力いただきたい事項】

ご利用者およびご家族は、以下の事項についてご理解していただき、当事業所が行う訪問看護等の提供にご協力ください。

- ご利用者の疾患および心身の状態などの事項は、訪問看護計画を作成する上で重要な情報です。詳細にお知らせいただき、看護師等が行う状況把握にご協力ください。
- ご利用者の急激な体調の変化などの事項は、訪問看護等を行う上で重要な情報です。すみやかに、かつ詳細にお知らせください。
- ご利用者のお宅の鍵をお預かりする際には、鍵預り証を取り交わします。
- 物品等の破損が、自然または老朽化により発生した場合には、その損害に関する賠償責任は負いません。
- 看護師等の個人の電話番号や住所はお知らせできませんので、あらかじめご了承ください。
- 看護師等への茶菓、お礼は固くお断りしております。ご理解いただけますようお願い申し上げます。
- サービスを担当する看護師等は、ご利用者およびそのご家族による指名はできませんので、あらかじめご了承ください。
- サービス内容の変更に関しては、事業所の管理者にご相談ください。
- 看護師等に対する暴言・暴力・ハラスメント等、社会通念上許容できない行為はお控えいただけますようお願いいたします。これらの行為が認められた場合、サービスの停止や契約を解約することがあります。ご理解ください。

【ハラスメント等の具体例】

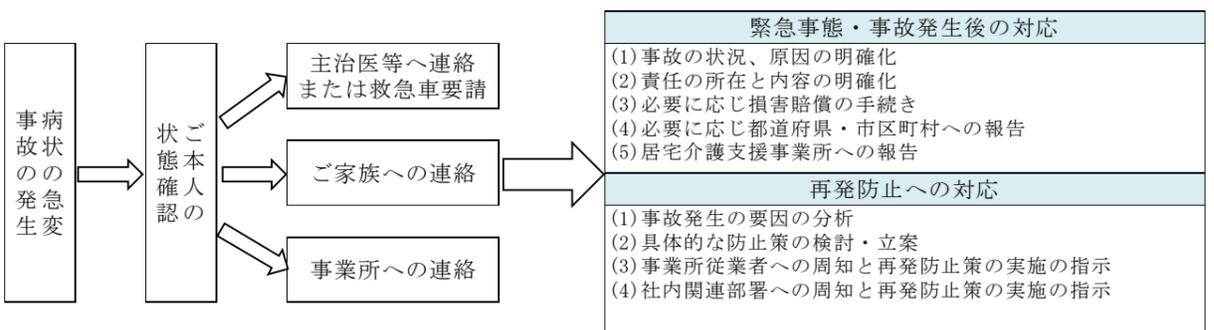
- 身体的な攻撃（暴行・傷害）
- 精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）
- 過大な要求（サービス利用に関し明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・業務の妨害）
- 個の侵害（私的なことに過度に立ち入る）
- セクシャルハラスメント

13. 【相談・苦情の対応】

事業所受付	相談・苦情窓口	(電話)		申し外立部 て苦情 関係	ご利用者が お住まいの 各市区町村 外部苦情 窓口	(担当窓口)	
		(受付時間)	事業所概要の通り			(受付時間)	
		(担当者)				(電話)	
事業者	お客様相談窓口	(電話)	0120-65-1192	都道府県国民健康保険 団体連合会	(担当窓口)		
		(受付時間)	9:00~18:00(土日祝除く)		(受付時間)		
【相談・苦情発生時の対応】							
(1) 相談・苦情の受付 (2) 相談・苦情の内容確認 (3) 事実の調査と再発防止策の立案 (4) 苦情再発防止策の実施							

14. 【緊急時・事故発生時の対応】

事業所は、訪問看護等の実施により、病状の急変および事故が発生した場合には、すみやかに主治医およびご利用者のご家族などに連絡を行うとともに必要な措置を講じます。



重要事項説明書別紙利用料金表 <訪問看護>

適用される地域区分	その他
(地域単価)	(10.00円)

訪問看護の利用料金は、介護保険法令に定める介護給付費（介護報酬）に準拠した次の金額となります。

1. 訪問看護__利用料金 (1回につき)

時間帯	保健師・看護師が行った場合				理学療法士等が行った場合
	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	20分以上
通常 午前8時～午後6時	3,140円	4,710円	8,230円	11,280円	2,940円
夜間加算 午後6時～午後10時	3,930円	5,890円	10,290円	14,100円	3,680円
早朝加算 午前6時～午前8時	3,930円	5,890円	10,290円	14,100円	3,680円
深夜加算 午後10時～午前6時	4,710円	7,070円	12,350円	16,920円	4,410円

- (1) 20分未満の訪問看護は、週に1回以上、20分以上を行った場合に算定することができます。
- (2) 20分未満の訪問看護は、訪問看護事業所が24時間訪問看護を行える体制の場合に算定することができます。
- (3) 准看護師が訪問看護を行った場合は、上記の「保健師・看護師が行った場合」の金額の90%の額が利用料金となります。
- (4) 理学療法士等が1日に2回を超えて訪問看護を実施する場合は上記の「理学療法士等が行った場合」の金額の90%の額が利用料金となります。

2. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合 (1月につき)

要介護1～4	29,610円	要介護5	37,610円
--------	---------	------	---------

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合」とは、当事業所が定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携してサービスを行った場合に算定することができます。ただし、准看護師がサービスを行った場合は、上記の金額の98%の額が利用料金となります。

3. 加算・減算項目

加算・減算項目	通常時間帯（午前8時～午後6時）以外の時間帯にサービスを提供する場合（次の割合でサービス利用料金に割増料金が加算されます。）		早朝（午前6時～午前8時） / 25%		夜間（午後6時～午後10時） / 25%		深夜（午後10時～午前6時） / 50%	
	医療保険の訪問看護が行われる場合の減算（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合）	-970円	/日	—				
1時間30分以上の訪問看護（理学療法士等を除く）を行う場合	3,000円	/回	—					
サービス提供体制強化加算	(I)	60円	/回	非該当				
	(II)	30円	/回	非該当				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合のサービス提供体制強化加算	(I)	500円	/月	非該当				
	(II)	250円	/月	非該当				

加算・減算項目	緊急時訪問看護加算	(I)	6,000円	/月	非該当	
		(II)	5,740円	/月	非該当	
	専門管理加算		2,500円	/月	非該当	
	特別管理加算	(I)	5,000円	/月	非該当	
		(II)	2,500円	/月	非該当	
	ターミナルケア加算		25,000円	/月	—	
	遠隔死亡診断補助加算		1,500円	/回	非該当	
	複数名訪問加算	(I)	30分未満	2,540円	/回	—
			30分以上	4,020円	/回	—
		(II)	30分未満	2,010円	/回	—
			30分以上	3,170円	/回	—
	初回加算	(I)	3,500円	/月	—	
		(II)	3,000円	/月	—	
	退院時共同指導加算		6,000円	/回	—	
	看護体制強化加算	(I)	5,500円	/月	非該当	
		(II)	2,000円	/月	非該当	
	看護・介護職員連携強化加算		2,500円	/月	—	
	口腔連携強化加算		500円	/回	非該当	
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%	/回	—	
	特別地域加算		所定単位数×15%	/回	非該当	
理学療法士等の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合		-80円	/回	—		
高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数×1%の減算		—		
業務継続計画未策定減算		所定単位数×1%の減算		—		
同一建物減算（同一・隣接敷地およびそれ以外の建物で月20人以上居住の場合）		所定単位数×90%	/回	—		
同一建物減算（同一・隣接敷地で月50人以上居住の場合）		所定単位数×85%	/回	—		

※上記の表にて「—」と表記された項目については、該当する加算および減算項目の要件を満たした際に、請求および減算させて頂く項目となります。

4. 実費について

		(1回につき)
実費項目	通常の事業の実施地域を越えて行う交通費（自動車・自動二輪車使用）	1kmにつき22円（税込）
	通常の事業の実施地域を越えて行う交通費（公共交通機関使用）	実費
	実施記録の複写物交付	A4、A3一枚につき11円（税込）
	死後の処置料	

- 従業者が訪問看護を提供するため、ご利用者宅を訪問する際にかかる交通費は、重要事項説明書の4【サービスを提供する事業所の概要】に記載する通常の事業の実施地域内にお住まいのご利用者または、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算に該当するご利用者につきましては、無料となります。
- 重要事項説明書の4【サービスを提供する事業所の概要】に記載する通常の事業の実施地域外にお住まいのご利用者につきましては、SOMPOケア株式会社に対して前項に定める交通費の実費を支払うものとします。その場合の実費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から目的地までの区間における往復の公共交通機関利用実費または自動車使用時の経費〔22円/km〕（税込）等となります。
- サービス実施記録の再交付をご希望される場合は、コピー代金として、A4・A3用紙一枚につき11円（税込）をお支払い頂きます。
- ご遺族のご希望により、死後の処置を行った場合に、お支払い頂きます。
- 消費税の端数処理の関係上、請求金額と差が生じることがあります。

5. その他の留意事項

- 訪問看護を提供する際に使用する、水道光熱費、ティッシュ、タオルなどの日常生活費はご利用者の負担となります。
- 法定代理受領の場合は、前述の金額に対し、負担割合証に記載された割合の額（但し、経過措置、利用者負担の減免、公費負担がある場合などはその負担金額による）が自己負担金となります。
- 介護保険適用分の自己負担額の計算方法は以下の通りです。
 - 1ヶ月に利用したサービスの合計単位数 × 10円（介護給付費1単位に対する地区別単価）
＝ ア（1円未満切捨）・・・介護報酬
 - ア × （1－負担割合証に記載された負担割合）＝ イ（1円未満切捨）・・・保険給付
 - ア－イ＝自己負担額
- 精神科訪問看護指示書に基づき精神科訪問看護を受けている期間については訪問看護費は算定されません。
- 訪問看護の利用について、介護保険給付対象の場合には、非課税となります。
- ご利用者が保険料の滞納等により給付制限を受け、SOMPOケア株式会社が法定代理受領をすることができない場合または、ご利用者が要介護認定を受けていない場合、居宅サービス計画が作成されていない場合には、利用料金全額をお支払い頂きます。この場合には、ご利用者は後日サービス提供証明書および領収書をご利用者の住所のある市区町村の窓口にて提示すると、訪問看護の利用料金全額または自己負担額を除く金額が払い戻しされます（償還払い）。

6. 日割り計算について（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合）

〔日割り計算を行う場合〕 以下に該当する場合は、利用料金を日割りで計算します。	〔日割り計算を行わない場合〕
<ul style="list-style-type: none"> 要介護認定の区分変更 サービス事業所の変更（当該サービスのみ） 	<p>月途中の入・退院の場合は、日割り計算の対象外となります。（なお、月を通じて1ヶ月間入院される場合には、該当月における介護給付費は算定されません。）</p>
<ul style="list-style-type: none"> 事業開始・廃止（指定有効期間開始・終了） 事業所指定効力停止の開始・解除 利用者の登録開始・契約解除 短期入所生活介護または短期入所療養介護の入・退所 認知症対応型共同生活介護（短期利用型）、特定施設入居者生活介護（短期利用型）または地域密着型特定施設入居者生活介護の入・退居 医療保険の給付対象となった期間（特別訪問看護指示書等により医療保険の訪問看護サービスを提供した場合には、日割り計算にて算定いたします。） 	<p><例> 7月15日から9月15日まで入院された場合の取扱い</p> <p>7月：日割り計算はいたしません。1ヶ月分の利用料金を請求いたします。</p> <p>8月：介護給付費の請求はございません。</p> <p>9月：日割り計算はいたしません。1ヶ月分の利用料金を請求いたします</p>

7. 支払い方法および重要事項

利用料金	厚生労働大臣の定める基準により、原則として基本料金の1割（一定以上の所得のある方は負担割合証に記載された割合の額）がご利用者の負担する料金となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用料は全額自己負担となります。※介護保険料の滞納がある場合には、負担割合が異なることがあります。
利用料金の支払い方法	銀行または郵便局の口座からの自動引落にてお支払い頂きます。 ※ご指定の金融機関の口座から事業者が指定する日（同日が土日祝日の場合、翌営業日）に引き落とします。 ※手続きの関係上、自動引落の申込をいただいた後、場合により1～3ヶ月間引落できない場合がございます。その場合、請求書を郵送しますので、その月の末日までに指定口座へお振込みいただきます。
キャンセル料	ご利用予定のサービスをキャンセルする際には、すみやかに事業所までご連絡ください。サービス利用日の前日正午を過ぎてキャンセルされた場合、サービス提供の予定時間30分未満ごとに450円（不課税）が、キャンセル料としてかかりますのでご注意ください。 ※緊急な入院などの特段の事情については、キャンセル料は頂きません。 ※「2. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合（1月につき）」でのご利用の場合は、キャンセル料は頂きません。

重要事項説明書別紙利用料金表 <介護予防訪問看護>

適用される地域区分	その他
地域単価	(10.00円)

介護予防訪問看護の利用料金は、介護保険法令に定める介護給付費（介護報酬）に準拠した次の金額となります。

1. 介護予防訪問看護__利用料金

(1回につき)

時間帯	保健師・看護師が行った場合				理学療法士等が行った場合
	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	20分以上
通常 午前8時～午後6時	3,030円	4,510円	7,940円	10,900円	2,840円
夜間加算 午後6時～午後10時	3,790円	5,640円	9,930円	13,630円	3,550円
早朝加算 午前6時～午前8時	3,790円	5,640円	9,930円	13,630円	3,550円
深夜加算 午後10時～午前6時	4,550円	6,770円	11,910円	16,350円	4,260円

- (1) 20分未満の介護予防訪問看護は、週に1回以上、20分以上を行った場合に算定することができます。
- (2) 20分未満の介護予防訪問看護は、介護予防訪問看護事業所が24時間訪問看護を行える体制の場合に算定することができます。
- (3) 准看護師が介護予防訪問看護を行った場合は、上記の「保健師・看護師が行った場合」の金額の90%の額が利用料金となります。
- (4) 理学療法士等が1日に2回を超えて介護予防訪問看護を実施する場合は上記の「理学療法士等が行った場合」の金額の50%の額が利用料金となります。

2. 加算・減算項目

加算・減算項目	通常の時間帯（午前8時～午後6時）以外の時間帯にサービスを提供する場合（次の割合でサービス利用料金に割増料金が加算されます。）		早朝（午前6時～午前8時） / 25%		
			夜間（午後6時～午後10時） / 25%		
			深夜（午後10時～午前6時） / 50%		
	1時間30分以上の介護予防訪問看護（理学療法士等を除く）を行う場合		3,000円	/回	—
	サービス提供体制強化加算	(I)	60円	/回	非該当
		(II)	30円	/回	非該当
	専門管理加算		2,500円	/月	非該当
	特別管理加算	(I)	5,000円	/月	非該当
		(II)	2,500円	/月	非該当
	複数名訪問加算	(I)	30分未満	2,540円	/回
30分以上			4,020円	/回	—
(II)		30分未満	2,010円	/回	—
		30分以上	3,170円	/回	—

加算・減算項目	初回加算	(I)	3,500円	/月	—
		(II)	3,000円	/月	—
	緊急時訪問看護加算	(I)	6,000円	/月	非該当
		(II)	5,740円	/月	非該当
	看護体制強化加算		1,000円	/月	非該当
	退院時共同指導加算		6,000円	/回	—
	口腔連携強化加算		500円	/回	非該当
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%	/回	—
	特別地域加算		所定単位数の15%	/回	非該当
	理学療法士等の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合		-80円	/回	—
	開始から12月を超えて理学療法士等が訪問した場合		-50円	/回	—
	上記減算を算定している場合		-150円	/回	—
	高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数×1%の減算		—
	業務継続計画未策定減算		所定単位数×1%の減算		—
	同一建物減算（同一・隣接敷地およびそれ以外の建物で月20人以上居住の場合）		所定単位数×90%	/回	—
	同一建物減算（同一・隣接敷地で月50人以上居住の場合）		所定単位数×85%	/回	—

※上記の表にて「—」と表記された項目については、該当する加算および減算項目の要件を満たした際に、請求および減算させて頂く項目となります。

3. 実費について

(1回につき)

実費項目	通常の事業の実施地域を越えて行う交通費（自動車・自動二輪車使用）	1kmにつき22円（税込）
	通常の事業の実施地域を越えて行う交通費（公共交通機関使用）	実費
	実施記録の複写物交付	A4、A3一枚につき11円（税込）
	死後の処置料	

- (1) 従事者が介護予防訪問看護を提供するため、ご利用者宅を訪問する際にかかる交通費は、重要事項説明書の4【サービスを提供する事業所の概要】に記載する通常の事業の実施地域内にお住まいのご利用者または、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算に該当するご利用者につきましては、無料となります。
- (2) 重要事項説明書の4【サービスを提供する事業所の概要】に記載する通常の事業の実施地域外にお住まいのご利用者につきましては、SOMPOケア株式会社に対して前項に定める交通費の実費を支払うものとします。その場合の実費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から目的地までの区間における往復の公共交通機関利用実費または自動車使用時の経費 [22円/km]（税込）等となります。

- (3) サービス実施記録の再交付をご希望される場合は、コピー代金として、A4・A3用紙一枚につき11円（税込）をお支払い頂きます。
- (4) ご遺族のご希望により、死後の処置を行った場合に、お支払い頂きます。
- (5) 消費税の端数処理の関係上、請求金額と差が生じることがあります。

4. その他の留意事項

- (1) 介護予防訪問看護を提供する際に使用する、水道光熱費、ティッシュ、タオルなどの日常生活費はご利用者の負担となります。
- (2) 法定代理受領の場合は、前述の金額に対し、負担割合証に記載された割合の額（但し、経過措置、利用者負担の減免、公費負担がある場合などはその負担金額による）が自己負担金となります。
- (3) 介護保険適用分の自己負担額の計算方法は以下の通りです。

$$1 \text{ ヶ月に利用したサービスの合計単位数} \times 10 \text{ 円 (介護給付費 1 単位に対する地区別単価)}$$

$$= \text{① (1 円未満切捨)} \cdot \cdot \text{介護報酬}$$

$$\text{①} \times (1 - \text{負担割合証に記載された負担割合}) = \text{② (1 円未満切捨)} \cdot \cdot \text{保険給付}$$

$$\text{①} - \text{②} = \text{自己負担額}$$
- (4) 精神科訪問看護指示書に基づき精神科訪問看護を受けている期間については訪問看護費は算定されません。
- (5) 介護予防訪問看護の利用について、介護保険給付対象の場合には、非課税となります。
- (6) ご利用者が保険料の滞納等により給付制限を受け、SOMPOケア株式会社が法定代理受領をすることができない場合または、ご利用者が要支援認定を受けていない場合、介護予防サービス計画が作成されていない場合には、利用料金全額をお支払い頂きます。この場合には、ご利用者は後日サービス提供証明書および領収書をご利用者の住所のある市区町村の窓口にて提示すると、訪問看護の利用料金全額または自己負担額を除く金額が払い戻しされます（償還払い）。

5. 支払い方法および重要事項

利用料金	厚生労働大臣の定める基準により、原則として基本料金の1割（一定以上の所得のある方は負担割合証に記載された割合の額）がご利用者の負担する料金となります。 ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用料は全額自己負担となります。 ※介護保険料の滞納がある場合には、負担割合が異なることがあります。
利用料金の支払い方法	銀行または郵便局の口座からの自動引落にてお支払い頂きます。 ※ご指定の金融機関の口座から事業者の指定する日（同日が土日祝日の場合、翌営業日）に引き落とします。 ※手続きの関係上、自動引落の申込をいただいた後、場合により1～3ヶ月間引落できない場合がございます。その場合、請求書を郵送しますので、その月の末日までに指定口座へお振込みいただきます。
キャンセル料	ご利用予定のサービスをキャンセルする際には、すみやかに事業所までご連絡ください。 サービス利用日の前日正午を過ぎてキャンセルされた場合、サービス提供の予定時間30分未満ごとに450円（不課税）が、キャンセル料としてかかりますのでご注意ください。 ※緊急な入院などの特段の事情については、キャンセル料は頂きません。

訪問看護（介護保険）

※令和6年6月1日からの変更になります

基本部分（ ）内旧単位			准看護師の場合	高齢者虐待 防止措置 未実施減算	業務継続 未策定減算	複数名加算 (I) (II)	早朝夜間 深夜加算	中山間地域 等にかかる 加算	同一建物減算 ※	医療保険の 指示期間 (1日につき)	看護師の 訪問回数を 超える または 特定の加算 を算定しない場合	利用を開始 した日から 12か月を超 えている場合
訪問看護費（1回につき） ※2	20分未満	314 単位(313)	×90/100			+254 単位	+201 単位					
	20分以上 30分未満	471 単位(470)										
	30分以上 1時間未満	823 単位(821)										
	1時間以上 1時間30分未満	1,128 単位(1,125)										
	1時間30分以上	1時間以上1時間30分未満から +300 単位				+402 単位	+317 単位					
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士の訪問	294 単位(293)			早朝 6~8時 夜間 18~22時 +25/100	特別地域加算 +15/100 中山間地域等 における 小規模事業所 加算 +10/100 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算 +5/100	事業所と 同一建物 又は 同一建物 20人以上 ×90/100	事業所と 同一建物 50人以上 ×85/100	-8 単位				
	1日2回を超えて 実施する場合	×90/100										
介護予防訪問看護費（1回につき） ※3	20分未満	303 単位(302)	×90/100	-1/100	-1/100	+254 単位	+201 単位					
	20分以上 30分未満	451 単位(450)										
	30分以上 1時間未満	794 単位(792)										
	1時間以上 1時間30分未満	1,090 単位(1,087)										
	1時間30分以上	1時間以上1時間30分未満から +300 単位				+402 単位	+317 単位					
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士の訪問	284 単位(283)			深夜 22~翌6時 +50/100								
	1日2回を超えて 実施する場合	×50/100										
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業所と連携する場合 ※4 (1月につき)	2,961 単位(2,954)		×98/100 1日でもある場合									
	要介護5の場合 +800 単位											

-5 単位
左記の減算が適用される場合
-8 単位 + -15 単位

-97 単位

- 介護給付
- 予防給付
- 支給限度額管理対象外

※ 事業所と同一の建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者にサービスを行う場合
なお、本減算を算定する際は、支給限度額を算出する折に当該減算前の単位数を算入

加算名	単位数	単位数		
		1日につき	1月につき	1回につき
初回加算	(I)	350 単位		●
	(II)	300 単位		●
緊急時訪問看護加算	(I)	600 単位		●
	(II)	574 単位		●
特別管理加算	(I)	500 単位		●
	(II)	250 単位		●
<u>専門管理加算</u>	<u>月1回を限度</u>	250 単位		●
ターミナルケア加算	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合	2,500 単位		●
<u>遠隔死亡診断補助加算</u>		150 単位		●
退院時共同指導加算		600 単位		●
<u>口腔連携強化加算</u>	<u>1月に1回を限度</u>	50 単位		●
看護・介護職員連携強化加算		250 単位		●
看護体制強化加算	※3 を提供している場合	100 単位		●
	※2 を提供している場合 (I)	550 単位		●
	(II)	200 単位		●
サービス提供体制強化加算	※2、※3 を提供している場合 (I)	6 単位		●
	(II)	3 単位		●
	※4 を提供している場合 (I)	50 単位		●
	(II)	25 単位		●

訪問看護（医療保険）診療報酬の改定点 ※令和6年6月1日からの変更になります

名称	詳細
(変更) 訪問看護管理療養費	<p>訪問看護管理療養費について、訪問看護ステーションの利用者に占める同一建物居住者の割合、特掲診療料の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の者、特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる者に該当する利用者及び精神科訪問看護利用者の GAF 尺度の受入実績に応じた評価体系に変更されます。</p> <p>月の2日目以降の訪問の場合（1日につき）</p> <p>(旧) 訪問看護管理療養費 3,000 円</p> <p>(新) イ 訪問看護管理療養費1 <u>3,000</u> 円</p> <p> ロ 訪問看護管理療養費2 <u>2,500</u> 円</p>
(変更) 緊急訪問看護加算	<p>緊急訪問看護加算に、同一月の算定回数に応じた算定区分が設けられます。</p> <p>(1日につき)</p> <p>(旧) 2,650 円</p> <p>(新) イ 月14日目まで <u>2,650</u> 円</p> <p> ロ 月15日目以降 <u>2,000</u> 円</p>
(変更) 24時間対応体制加算	<p>24時間対応体制加算について、看護業務の負担軽減のための取組を行った場合の評価が新設されます。</p> <p>(月1回に限り)</p> <p>(旧) 6,400 円</p> <p>(新) イ 24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組を行っている場合 <u>6,800</u> 円</p> <p> ロ イ以外の場合 <u>6,520</u> 円</p>
(要件のみ変更) 退院支援指導加算	<p>退院支援指導加算に規定する長時間の訪問を要する者に対して指導を行った場合の加算について、退院日に看護師等が複数回の訪問により療養上必要な指導を行った場合において、当該指導に要する時間の合計が90分を超えた場合にも算定可能となります。</p> <p>(1回に限り)</p> <p>6,000 円</p> <p>長時間の訪問を要する者に対し、長時間の指導を行った場合 8,400 円</p>

名称	詳細
(変更) 乳幼児加算	<p>訪問看護基本療養費の乳幼児加算について、利用者の状態に応じて区分し、それぞれの評価が設けられます。</p> <p>(1日につき)</p> <p>(旧) 1,500 円</p> <p>(新) <u>1,300</u> 円</p> <p>別に厚生労働大臣が定める者※に該当する場合 <u>1,800</u> 円</p> <p>※訪問看護基本療養費の注 II に規定する乳幼児加算に係る厚生労働大臣が定める者</p> <p>(1) 超重症児又は準超重症児</p> <p>(2) 特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者</p> <p>(3) 特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者</p>
(新設) 訪問看護医療 DX 情報活用加算	<p>指定訪問看護ステーションにおいて、居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを通じて利用者の診療情報を取得し、当該情報を活用して質の高い医療を提供することに係る評価が新設されます。</p> <p>(月 1 回に限り)</p> <p><u>50</u> 円</p>
(新設) 訪問看護 ベースアップ評価料	<p>訪問看護ステーションにおいて、勤務する看護職員その他の医療関係職種の賃金の改善を実施している場合の評価が新設されます。</p> <p>(月 1 回に限り)</p> <p>(I) <u>780</u> 円</p> <p>訪問看護ステーションであって、勤務する看護職員その他の医療関係職種の賃金の改善を強化する必要がある訪問看護ステーションにおいて、賃金の改善を実施している場合の評価が新設されます。</p> <p>(月 1 回に限り)</p> <p>(II) 1 <u>10</u> 円</p> <p>(II) 2 <u>20</u> 円</p> <p style="text-align: center;">:</p> <p>(II) 10 <u>100</u> 円</p> <p>(II) 11 <u>150</u> 円</p> <p style="text-align: center;">:</p> <p>(II) 18 <u>500</u> 円</p>